

# 広告宣伝費？ 委託費？ 判断のポイント

② 補助対象経費において「広告宣伝費」に該当するのか、「委託費」に該当するのか、迷いやすいケースがあるため、基本的な考え方を以下に示します



## 広告宣伝費

補助事業に係る新商品・新サービス等を外部に周知し、販売促進・販路開拓につなげるための取組に要する経費



## 委託費

広告宣伝費など他の経費(※)に該当しない業務であって、調査・設計・製造・改良・加工等を外部に委託する経費

※ 広告宣伝費などの他の経費については公募要領をご確認ください



### 📢 広告宣伝費とみなす例

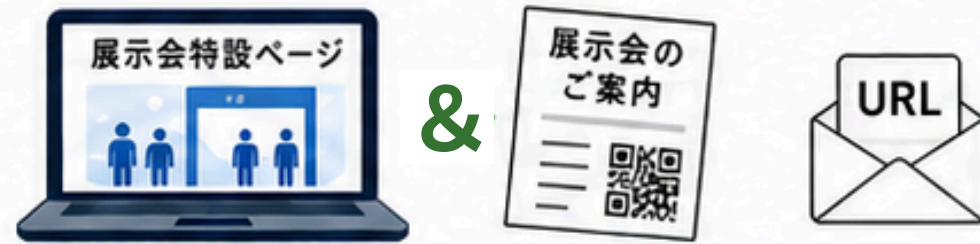
- 1 新商品紹介のLP制作  
+ チラシ・名刺等にQR掲載



- 2 新サービスの予約ページ制作  
+ 雑誌広告で誘導



- 3 展示会出展に合わせた特設ページ制作  
+ 配布資料で案内



- 4 新サービスの紹介ページ制作  
+ 営業資料で案内



- 5 新ブランド・新商品の特設ページ制作  
+ 店頭POP・パンフレット等で案内



### 🤝 委託費とみなす例

- 1 新事業のホームページ制作のみ



- 2 新商品の動画作成のみ



- 3 予約システム・EC機能の構築のみ



【注意】最終的な経費科目は事業計画書の内容に基づいて判断され、変更を求められる場合があります。あらかじめご了承ください。